

新型コロナウイルス対策 中小企業支援策一覧

2020年3月4日
株式会社プレアス

1-1. 資金繰り支援（貸付・保証等）

所管	制度名称	区分	制度概要・今回ポイント	URL
中小企業庁 信用保証協会	セーフティネット 保証制度 ★2～3ページ参照	今回指定 +追加	<ul style="list-style-type: none"> ・4号（突発的災害）→通常と別枠で借入債務の100%保証 ・5号（業況悪化業種）→通常と別枠で借入債務の80%保証 ・保証限度：普通保証2億8,000万円以内 +別枠保証2億8,000万円以内 ・保証料率：おおむね1%以内 	https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm
日本政策 金融公庫	経営環境変化 対応資金 （セーフティネット 貸付）	要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・資金繰り支援の必要がある場合、売上高減少等の程度に関わらず貸付の対象 	https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html
	海外展開・事業再編 資金	（既存）	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が行う海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編等を支援 	
	衛星環境激変 特別貸付	今回新設	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の発生により一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業が対象（2/21～開始） 	
商工中金	セーフティネット 関連資金	今回新設	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに関連した感染症により、経営・資金繰り等に影響を受けた企業が必要とする設備資金運転資金を融資 	https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_200128_02.pdf
地方自治体	制度融資	要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の小規模企業融資・経営支援融資等の利用要件緩和 	※各地方自治体のWEBサイトを参照下さい
	経営支援特別融資・ 緊急融資	今回新設	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方自治体独自で、新型コロナウイルス対策として中小企業支援の融資制度を制定 	
商工会議所	新型コロナウイルス 対策融資 利子補給制度	今回新設	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫（マル経融資等）等の融資に関して、一定期間利子を補助する制度 	※各商工会議所のWEBサイトを参照下さい

1-2. セーフティネット保証制度4号解説



項目	内容
制度概要	<ul style="list-style-type: none">✓ 自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図る目的✓ 災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度
対象 (中小企業)	<ul style="list-style-type: none">✓ 対象地域において1年間以上継続して事業を行っていること✓ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)
保証内容	<ul style="list-style-type: none">✓ 対象資金：経営安定資金✓ 保証割合：100%保証✓ 保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 ※セーフティネット保証5号とは併用可であるが、同じ枠となる
備考	<ul style="list-style-type: none">✓ 対象地域が47都道府県へ拡大 (2/28通知、3/2官報)

1-3. セーフティネット保証制度5号 解説



項目	内容
制度概要	<ul style="list-style-type: none">✓ 全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図る目的✓ 信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度
対象 (中小企業)	<ul style="list-style-type: none">✓ 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少 ※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可 例) 2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み✓ 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。 (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)
保証内容	<ul style="list-style-type: none">✓ 対象資金：経営安定資金✓ 保証割合：80%保証✓ 保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円 ※セーフティネット保証4号とは併用可であるが、同じ枠となる
備考	<ul style="list-style-type: none">✓ 新型コロナウイルス感染症により特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業など40業種を緊急的に追加指定(3/3通知、3/6官報) (旅館・ホテル、食堂、レストラン、フィットネスクラブ等) 指定業種：https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002-3.pdf 追加業種：https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303002/20200303002-2.pdf

2-1. 助成金による支援

所管	制度名称	区分	制度概要・今回ポイント	URL
厚生労働省	雇用調整助成金 (特例措置) ★5ページ参照	要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> 休業等計画届の事後提出を可能 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 	https://www.mhlw.go.jp/content/000602567.pdf
	有給休暇取得 支援助成金	今回新設	<ul style="list-style-type: none"> 小学校等の臨時休業に伴い、労働基準法上の年次有給休暇とは別途有給休暇を取得させた企業に対する助成金を支給 現時点での案は以下の通り 詳細は後日公表予定 <p>【対象事業主】</p> <p>①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業者主</p> <p>①新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等（※）に通う子</p> <p>※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等</p> <p>②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子</p> <p>【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする ※大企業、中小企業ともに同様</p> <p>【適用日】 令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇 ※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給 それ以外は一般会計から支給（調整中）</p>	https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf

2-2. 雇用調整助成金 解説

項目	内容
制度概要	<ul style="list-style-type: none">✓ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度
助成内容	<ul style="list-style-type: none">✓ 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） →大企業：2分の1 中小企業：3分の2✓ 教育訓練を実施したときの加算（額） →大企業・中小企業共：1日1人あたり1,200円✓ 支給限度日数 →大企業・中小企業共：1年間で100日（3年間で150日）
特例対象拡大	<ul style="list-style-type: none">✓ 休業等計画届の事後提出を可能✓ 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮✓ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象✓ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象 <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000602567.pdf</p>

3. 補助事業（補助金）による支援

所管	制度名称	区分	制度概要・今回ポイント	URL
経済産業省	マスク生産設備導入補助事業	今回新設	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの生産に関わる事業者が対象 ・国からの増産要請等に応じてマスク生産設備を導入する場合、設備導入に係る費用の一部を補助 	https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/pdf/yobihi_pr_0214.pdf
	生産性革命推進事業	今回新設	<p>①ものづくり補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助 ・補助額 100万~1,000万円 ・補助率 中小 1/2、小規模 2/3 <p>②持続化補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組を支援 ・補助額 ~50万円 ・補助率 2/3 <p>③IT導入補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援 ・補助額 30万~450万円 ・補助率 1/2 	https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/seisanseikakum_ei_pr.pdf

4. その他の支援策

✓ その他の支援策

- ① 経営相談窓口の開設
- ② 海外現地進出企業の支援、現地最新情報の提供
- ③ 輸出入手続きの緩和

✓ 経済産業省パンフレット

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

【本資料に関する留意点】

- ※1 本資料は2020年3月4日時点の開示情報を元に作成しております。
- ※2 各融資制度の詳細については、それぞれの所管へお問い合わせ下さい。
- ※3 各融資制度について、実際に融資が受けられるかどうか、または制度が利用できるかどうかは、個別企業・案件毎に審査の上で判断されますので予めご了承下さい。（弊社では責任を負いかねます。）